

# 高齢者に多いトラブル

## 電話勧誘

光回線サービスの電話勧誘で、大手電話会社を名乗り「料金が安くなる」などと勧誘するが、かえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりするトラブルがある。

また、販売目的を隠して「簡単なアンケートです」「ご紹介だけ」「必ず儲かります」などと突然電話があり、「ハイ、ハイ」と返事をしていると契約したことにされたり、個人情報聞き出されてしまうことがある。



## 訪問購入

「何でも引き取る」と言われて、古着の査定を依頼したが業者は古着に目もくれず、貴金属や宝石、コイン、切手などを安値で買い取っていく。「今が一番高値です」「早くしないと大損ですよ」などのセールストークで、その場で判断を迫られるような場合は特に注意が必要。



## 点検商法

「屋根の点検」「古いふとんを見せて」などと言って家に上がり込み、「このままでは家が倒れる」「病気になる」などと不安をあおって、必要のない住宅リフォーム契約や高額なふとん類を購入させる。特に高齢者が狙われやすい。



※高圧洗浄、消火器、床下換気扇、白アリ駆除等にもご注意ください。

## 催眠(SF)商法

日用品などをただ同然で配って会場に人を集め、雰囲気盛り上げながら高額な商品を販売する。長期にわたる販売期間の中で言葉巧みに近づき、高齢者との関係を築いていくのが典型的。

## 送りつけ商法

知らない業者から突然電話があり、注文していない健康食品をあたかも消費者が注文したかのように勘違いさせ、代金引換で受け取らせる。注文していないと断っても、「会話を録音している」「訴える」などと脅し、無理やり受け取らせることもある。

※カニなどの海産物の送りつけにもご注意ください。

高齢者の被害防止のためには、まわりの人の目配り・気配り・声かけが必要です。

例えばこんな時には  
**要注意**

この頃、  
見慣れない人の  
出入りがある

玄関や押入れに  
箱の山がある

「タダだった」と言って、  
日用品など  
色々もらってくる



クーリング・オフ制度とは、訪問販売・電話勧誘等の特定の取引で消費者が商品やサービスを契約した場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です(特定商取引法)。クーリング・オフ期間は、例えば訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入による場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日間(マルチ商法は20日間)です。

※通信販売はクーリング・オフできないので要注意!  
※その他にもクーリング・オフできない場合があります。

詳しくは裏面の  
相談窓口へ